

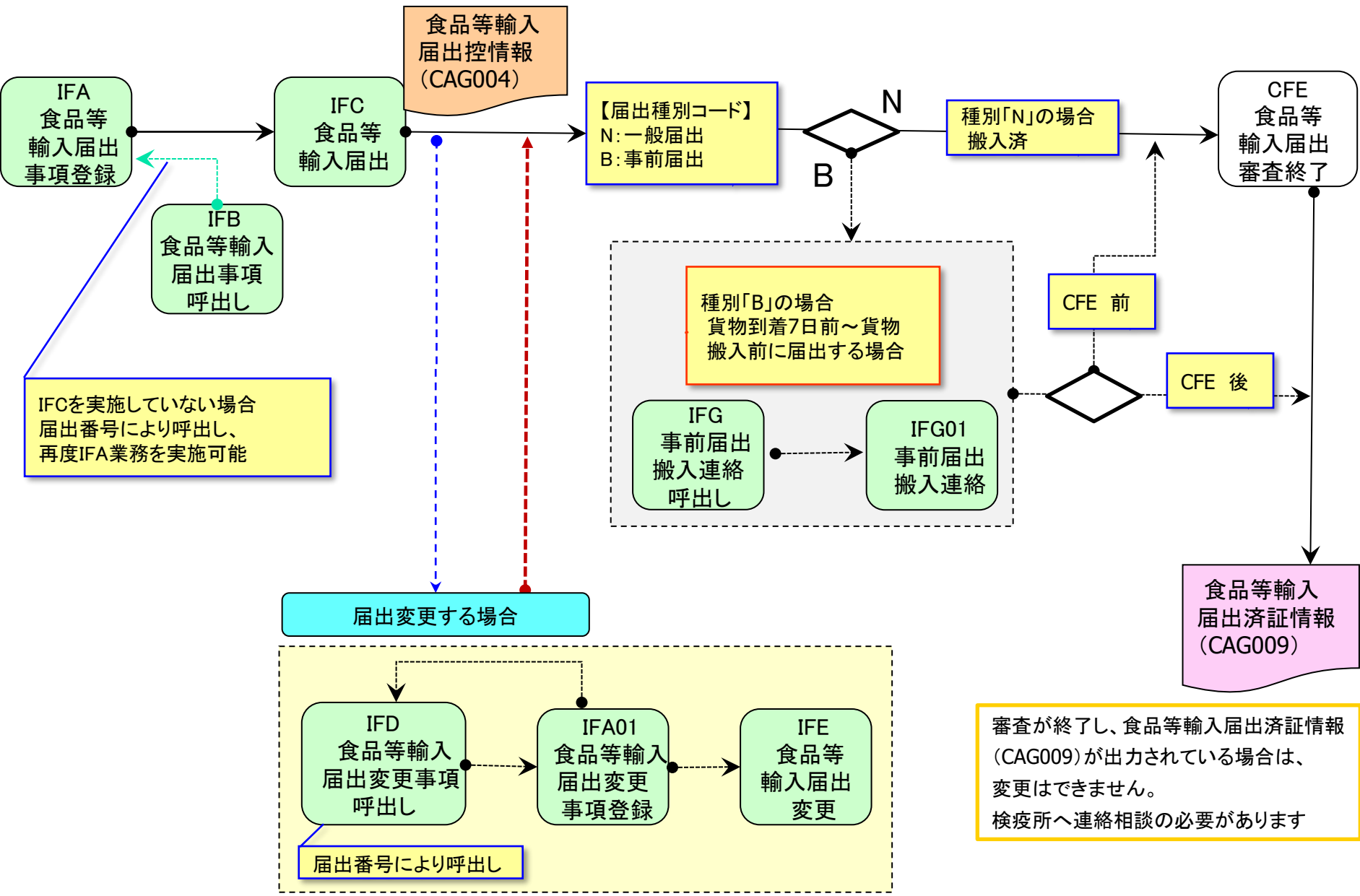
食品等輸入届出業務 (FAINS)



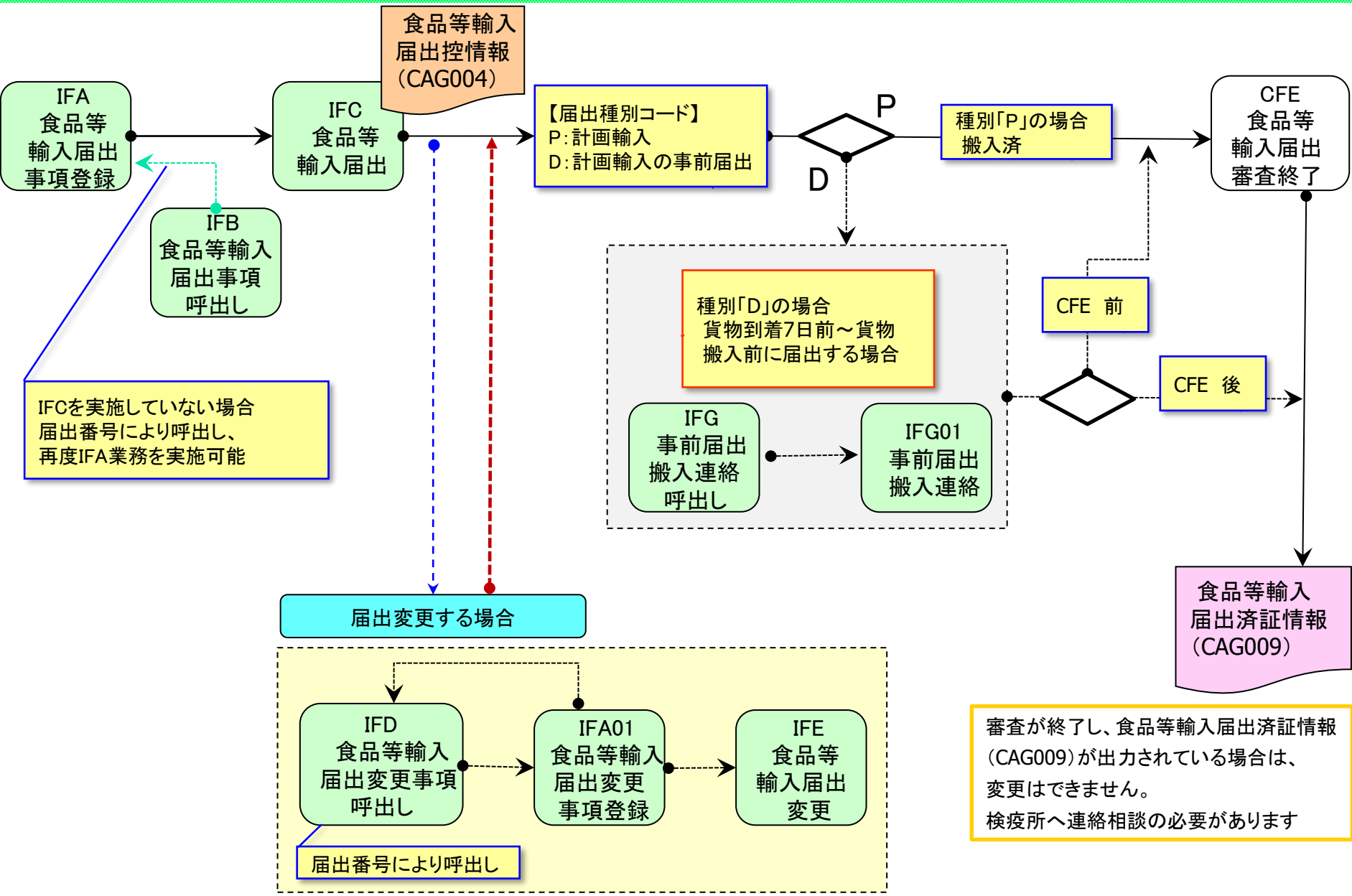
2025年10月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

業務コードフロー(基本の流れ)



業務コードフロー(計画輸入届出の流れ)



≪IFA業務(共通部) その1≫

IFA 食品等輸入届出事項登録

共通部 繰返部

種別* 届出番号 共通番号 - 控出力要求

【届出種別コード】

N:一般届出
B:事前届出
P:計画輸入
D:計画輸入の事前届出

共通管理番号
14ページを参照

事項登録の入力控を
出力したい場合に
「Y」を入力。

輸入者 - NACCS SHOUJI CO.,LTD.

住所 TOKYO TO CHUO KU GINZA
 1-1-1
 TWIN TOWER BUILDING 10F

電話番号 0312345670 衛生管理者

法人番号13桁
JASTPROコード8桁
税関発給コード8桁
税関発給コード17桁(個人に限る)

輸入者コードが無い場合、名称及び住所
を入力。
(入力例では、コードが無い輸入者を想定。)

(社)日本輸入食品安全推進協会に「輸入食品衛生
管理者」※としての登録がある場合は入力。



※「輸入食品衛生管理者」については、(社)日本輸入食品安全推進協会ホームページ(<http://www.asif.or.jp/supervisor1.html>)
をご参照ください。

IFA(食品等輸入届出事項登録)

《IFA業務(共通部) その2》

生産国

製造者 -

住所

製造所 -

住所

輸出者 -

住所

包装者 -

住所

＜製造者(加工者)・製造所＞

貨物が加工食品、添加物、器具・包装、おもちゃの場合に入力が必要です。

コードが無い時は以下を入力

- ・Aコード:「〇〇ZZ9999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。
- ・Bコード:「〇〇999999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。

※貨物が未加工食肉の場合は、「製造所」にBコードの入力が必要です。

* 製造所コードに入力がある場合は、「生産国」の「国名コード」を自動的に充当します。生産国と製造所には一致チェックがあり、不一致の場合はエラーとなります。

＜輸出者＞

貨物が未加工食品の場合に入力が必要です。

検疫所発給の輸出者コードを入力。

コードが無い時は「〇〇ZZ9999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。

税関発給の輸出者(仕出人)コードは入力出来ません。

＜包装者＞

貨物が未加工食品、かつ包装者が存在する場合に入力が必要です。

コードが無い時は「〇〇ZZW999」(冒頭2桁(〇〇)は国コード)を入力。

品目の分類		製造者 (加工者)	製造者	製造所	輸出者	包装者
食品	畜産物(食肉)	未加工品		Bコード	○	○
		加工品	Bコード	Bコード		
	畜産物(食肉以外)	未加工品			○	○
		加工品	Aコード	Aコード		
	水産物	未加工品			○	○
		加工品	Aコード	Aコード		
	農産物	未加工品			○	○
		加工品	Aコード	Aコード		
	その他		Aコード	Aコード		
	飲料		Aコード	Aコード		
添加物			Aコード	Aコード		
器具			Aコード	Aコード		
容器・包装			Aコード	Aコード		
おもちゃ			Aコード	Aコード		

IFA業務で使用するコードはNACCS掲示板から参照できます。

<https://bbs.nacccscenter.com/system/code/fains-code.html>

入力の詳細については、最寄りの「検疫所食品監視課」にお問い合わせください。



《IFA業務(共通部) その3》

積込港、積卸港：
「国連LOCODE」
保管場所：
「保税地域コード」

事前届出「B」「D」を入力した場合は届出
日の7日先まで入力が可能。

【事故の有無コード】
※事前届出の時は
blank

B/L番号と貨物の記号のどちらか、あるいは両方を入力する。

なお、共通管理番号とリンクさせる場合には、B/L番号の入力が必須です。
(35桁まで)

積込港*		積込日*	
積卸港*		到着日*	
保管場所*		搬入日*	
B/L番号		積載船(機)*	
貨物の記号		事故の有無	
入力者			
入力担当者		電話番号	

≪IFA業務(繰返部) その1≫

1届出で7欄まで登録可能。

共通部 繰返部

1 / 7

欄番号 01

【品目コード】

品目

【包装の種類コード】

包装

【継続輸入表示コード】

継続

【積込個数単位コード】

積込数量

積込重量

kg

用途

衛生証明

遺伝子

【用途コード】
1:小売用
2:製造・加工原料用
3:展示会用
9:その他

【継続輸入表示コード】
F:初回輸入の場合
C:有効期限内の成績書がある場合
U:試験成績書を更新する場合
スペース:上記以外の場合

【積込個数単位コード】

【遺伝子組み換えの種類】
G:遺伝子組み換え
N:遺伝子組み換えでない
M:不分別の場合

衛生証明書が必要な食肉、食肉製品の場合、その衛生証明書番号を入力。

○【継続輸入表示コード】

試験成績書(輸入者が自主的に行った食品検査の成績(結果)書)
試験成績書に関する登録検査機関に関しては下記アドレスをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/kan/index.html

○【衛生証明】

衛生証明書(輸出国の公的な機関が発給する事前検査の成績書)

- ・獣畜、家禽の肉、臓器及びこれらの食肉製品(ハム、ソーセージ等):「**輸出国政府機関**」の衛生証明書が必要。
- ・フグ:「**輸出国公的機関**」の衛生証明書が必要。

○【遺伝子】

遺伝子組み換えの不分別(遺伝子組み換え作物とそうでない作物とが混同して分からなくなっている状態のこと。)

入力の詳細については、最寄りの「検疫所食品監視課」にお問い合わせください。



IFA(食品等輸入届出事項登録)

《IFA業務(繰返部) その2》

登録番号(事前) (品目) (安全)

原材料		添加物	
1	-	1	-
2	-	2	-
3	-	3	-
4	-	4	-
5	-	5	-

製造方法 - **【製造加工方法コード】**

届出実績番号 -

商品名・
ブランド名

備考

郵送、FAXまたは窓口への持ち込みにより添付書類を提出する ☐

(事前): 輸入食品等事前確認制度

* 品目、製造者、製造所コードとの
一致チェック有り

(品目): 品目登録制度

* 品目、製造者、製造所、輸入者コードとの
一致チェック有り

(安全): 輸入食品等安全情報登録制度

* 品目、製造者、製造所、輸入者コードとの
一致チェック有り

「原材料」欄、「添加物」欄
は現在最大30項目まで
入力可能。

【事前】

○輸入食品等事前確認制度

輸出国政府を通じ、厚生労働省へ製造者からの申請があった食品等について、事前に法に基づく規格基準等に適合していると判断された場合は、厚生労働省へ登録されます。登録された食品等は、登録有効期間中であれば、指導検査が省略(検査命令及びモニタリング検査を行う食品等を除く)されるとともに、審査後直ちに届出済証が交付されます。

【品目】

○品目登録制度

輸入届出事項の一部及び関係情報について、あらかじめ登録をすることで、届出書の記載の一部を簡略化できます。事前に検疫所窓口で登録手続きを行い、付与された登録番号を届出書へ記載します。なお、登録には有効期間があります。

【安全】

○輸入食品等安全情報登録制度

輸入食品衛生管理者が試験成績書等の安全にかかわる情報を公益社団法人日本輸入食品安全推進協会に申請し協会の責任において検疫所にその情報を提供する制度です。

「食品等輸入届出事項登録」業務終了後、検疫所に対して食品等輸入届出を行う。

IFC業務の入力画面

届出番号*

暗証記号*

自動起動 ☐

設置届で登録した記号を入力

IFAで払い出された届出番号を入力

届出先検疫所の業務時間外にIFCを送信する場合、自動起動表示に「Y」を入力することで、検疫所の翌業務時間に自動で送信することが可能。

FAINSシステムで食品等輸入届出書を提出する場合、**事前に**届出を行う検疫所宛てに『入出力装置の設置届出書』を提出し、暗証記号を取得する必要があります。

暗証記号は、IFC業務で食品等輸入届出番号とともに入力する必要があります。

『入出力装置の設置(廃止)届出書』

厚生労働大臣 殿

年 月 日

届出者住所
電話番号
届出者名
届出者の英名
代表者氏名
輸入者コード
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
利用者コード

原則1種類のみ
複数の場合はどのコードで登録実施するかを確認

入出力装置 設置 廃止

届出書

食品衛生法施行規則第33条の第2項の規定により、入出力装置の設置 廃止 に係る下記事項を届け出ます。

記

1 暗証記号

2 入出力装置の設置場所
機器名称
型式番号

3 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあっては、その者の氏名及び住所等
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
管理者名
代表者氏名
管理者住所
電話番号

Iを含めて12ケタ
* 注3参照(8ページ参照)

<暗証記号と関連付けるコード>

- ・暗証記号は、利用者コード、輸入者コードと関連付けされます。
- ・登録できる輸入者コードは1種類となります。(JASTPROコード/税関発給コード/法人番号)
- ・輸入者コードを持たない場合は「符号無し」と記載。(記載漏れか符号無しかの判別のため)

【参考1】〈入出力装置設置届出書と変更届出書の様式〉

厚生労働大臣 殿	年 月 日
----------	-------

届出者住所 電話番号 届出者名 届出者の英名 代表者氏名 輸入者コード (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 利用者コード	
--	--

入出力装置 設置 廃止	届出書
-------------------	-----

食品衛生法施行規則第33条の第2項の規定により、入出力装置の設置
記事項を届け出ます。

記

1 暗証記号 I

2 入出力装置の設置場所
機器名称
型式番号

3 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあっては、その者の氏名及び住所等
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
管理者名
代表者氏名

管理者住所
電話番号

4 特定通知の同意の有無 有 無

5 備考

注 1 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。

注 2 記名押印に代えて、署名することができる。

注 3 暗証記号については、計12桁として記載し、数字の0(ゼロ)は「0」、ローマ字のO(オー)は「O」の様に記載すること。
例 I A 0 B B B B C C C C (計12桁)
ユーザ名 パスワード

注 4 特定通知の同意の有無については、有又は無のどちらかを○で囲むこと。

厚生労働大臣 殿	年 月 日
----------	-------

届出者住所 電話番号 届出者名 届出者の英名 代表者氏名 輸入者コード (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 利用者コード	
--	--

入出力装置の届出に係る変更届出書

年 月 日に届け出た下記入出力装置について変更がありましたので、その内容を届け出ます。

記

1 暗証記号 I

2 入出力装置の設置場所
機器名称
型式番号

3 届出者以外の者が入出力装置の管理をする場合にあっては、その者の氏名及び住所等
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
管理者名
代表者氏名

管理者住所
電話番号

4 変更内容

5 備考

注 1 輸入者コードとは、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号を指す。

注 2 記名押印に代えて、署名することができる。

「食品等輸入届出事項登録(IFA)」業務後に、届出に係る関係書類を添付する場合、本業務を行う。

添付したいファイルをドラッグ&ドロップ等にて追加可能。

添付ファイル

ファイル名	サイズ
TEST_1.txt	72KB
TEST_2.txt	80KB

入力項目ガイド

【届出番号】
IFAで払い出された届出番号を入力

届出番号* 24201325490

通信欄

MSF01後、添付ファイルの追加方法(MSH01)

MSH01入力画面

システム識別

入力情報特定番号

届出番号

宛先検査所

通信欄

ファイル名

サイズ

TEST_3.txt

158KB

残登録可能サイズ (有効分)

kbyte

削除

添付ファイル通番

ファイル名

サイズ(Kbyte)

登録年月日

登録時分

01	F000002860001	TEST_1_.txt	72.00	2025/09/10	18:57
02	F000002860002	TEST_2_.txt	80.00	2025/09/10	18:57
03				/ /	:
04				/ /	:
05				/ /	:
06				/ /	:
07				/ /	:
08				/ /	:
09				/ /	:
10				/ /	:

添付したいファイルをドラッグ&ドロップ等にて追加可能。

残登録可能サイズ (有効分) 30568.00 kbyte

登録可能な残サイズを出力する

【削除欄】
削除欄に「D」を入力するとそのファイルをシステムから削除する

呼出し画面 (MSH11)

届出番号*

【届出番号】
IFAで払い出された届出番号を入力

輸入申告等と当該輸入申告等に係る輸入食品監視支援業務、植物検疫関連業務及び動物検疫関連業務の手続状況等を照会する。

IXX 関連省庁申告・申請状況照会

共通管理番号

申告等番号

B/L (AWB)

「共通管理番号」、「申告等番号」又は「B/L(AWB)番号」のいずれかを入力

共通管理番号

申告等番号

B/L (AWB)

申告等年月日 予備申告日

BP 審査終了日 BP 承認日

審査終了日 許可・承認日

関連省庁リンク可能数 (IDA入力) 食品 ☐ 植防 ☐ 動検 ☐

関連省庁リンク済み数 食品 ☐ 植防 ☐ 動検 ☐

1 / 15

手続種別	届出・申請番号	届出・申請年月日	審査終了日	手続状況
☐		/ /	/ /	☐
☐		/ /	/ /	☐
☐		/ /	/ /	☐

【手続種別】

F: 食品等輸入届出
P: 植物等輸入検査申請
A: 畜産物(動物)輸入検査申請

【手続状況】

OK: (全て)承認、合格
PT: 一部承認
WA: 届出、申請がされていない。
(申請先が)承認、合格の入力をしていない。
NG: 不承認、不合格

IIF 食品等輸入届出情報照会

届出番号＊

13

IIFで照会した情報の利用

IIFで照会した情報をIFAに展開する

食品等輸入届出情報照会情報

共通部 繰返部

欄番号 01 審査区分 **右クリック**

① 品目 J110101 飲食器具：無着色ガラス

用途 1 包装 KPR 継続 F 積込数量 10 - PS 積込重

衛生証明 遺伝子

登録番号（事前） （品目） （安全）

原材料		添加物	
1	KLA - ガラス	1	
2		2	

元に戻す(U) Ctrl+Z
 切り取り(T) Ctrl+X
 コピー(C) Ctrl+C
 貼り付け(P) Ctrl+V
 ②
 行のコピー(K)
 行の貼り付け(H)
 行の挿入(I)
 行の削除(R)
 画面クリア(D)
 表データの保存(G)
 全チェックボックスをチェックする(O)
 全チェックボックスのチェックを解除する(N)
 フィールド属性表示(F)
 業務リンク(L)
 オートコンプリート履歴クリア(E)

元に戻す(U) Ctrl+Z
 切り取り(T) Ctrl+X
 コピー(C) Ctrl+C
 貼り付け(P) Ctrl+V
 行のコピー(K) ④
 行の貼り付け(H)
 行の挿入(I)
 行の削除(R)
 画面クリア(D)
 表データの保存(G)
 全チェックボックスをチェックする(O)
 全チェックボックスのチェックを解除する(N)
 フィールド属性表示(F)
 業務リンク(L)

- ① IIFの繰返し部 品目欄で右クリック
- ② 行のコピーをクリック
- ③ IFAの繰返し部 品目欄で右クリック
- ④ 行の貼り付けをクリック
- ⑤ IFAの繰返し部の項目が補完される

IFA 食品等輸入届出事項登録

共通部 繰返部

欄番号 01 ③ 右クリック

品目 J110101 ⑤ IIFの情報を補完

用途 1 包装 KPR 継続 F 積込数量 10 - PS 積込重量 1.00 kg

衛生証明 遺伝子

登録番号（事前） （品目） （安全）

原材料		添加物	
1	KLA - ガラス	1	
2		2	
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	

●他法令とは？

関税関係法令以外の法令で、輸出入に関して許可、承認等を定めたものの総称です。

外国から輸入される貨物の中には、国内の経済、公安風俗に影響を及ぼす貨物について輸入の規制が行われており、これら規制対象品を輸入しようとする場合には、各法令の規定に基づいた許可・承認等を受けて、輸入申告時に税関に証明しなければ輸入は許可されません。

●共通管理番号とは？

輸入申告と他法令の許可・承認等を連携させるためのキーとなる番号で、輸入申告事項登録や他法令に関する申請事項登録業務において払い出されます。

【体系】＊電算関係税関業務事務処理要領より

- イ 1桁目：「K」(固定)
- ロ 2桁目から9桁目：システムから自動的に払い出される番号
- ハ 10桁目：チェック・デジット(2桁目から9桁目までを対象)

(例) K 12345678 2
イ ロ ハ

食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に係る手続が必要な輸入申告等について、該当手続きの許可・承認等を取得済みである旨の証明はシステムで行うことができます。
この場合は、輸入申告と他法令手続について「共通管理番号」をキーとしたリンク付けをする必要があります。

- 同一貨物に係る輸入申告と他法令手続きとのリンク付けは、**共通管理番号**で行いますが、登録方法は次の①、②となります。
- 上記業務のいずれかで払い出された**1件の共通管理番号で、輸入申告1件と他法令手続き最大99件とのリンク付けが可能**です。

① 輸入申告事項登録(IDA)先行

【IDA(輸入申告事項登録)共通部】入力箇所

他法令	FD				共通管理番号		食品	Y	植防	
-----	----	--	--	--	--------	--	----	---	----	--



ここでは食品に「Y」を入力

- ・他法令欄: 該当する他法令コードを入力
- ・食品、植防、動検欄: リンクする申請数に応じて、Y、2~9 を入力

共通管理番号: K162794440 が払い出される。



【IFA(食品等輸入届出事項登録)共通部】入力箇所

種別	N	届出番号		共通番号	Y	-	K162794440	控出力要求	Y
----	---	------	--	------	---	---	------------	-------	---

「Y」と共通管理番号を入力

② 他法令手続き事項登録先行

【IFA(食品等輸入届出事項登録)共通部】入力箇所

種別	N	届出番号		共通番号	Y	-		控出力要求	Y
----	---	------	--	------	---	---	--	-------	---



共通番号に「Y」を入力

共通管理番号: K162794440 が払い出される。



【IDA(輸入申告事項登録)共通部】入力箇所

他法令	FD				共通管理番号	K162794440	食品	Y	植防	
-----	----	--	--	--	--------	------------	----	---	----	--

ここでは食品に「Y」と共通管理番号を入力

- ・他法令欄: 該当する他法令コードを入力
- ・食品、植防、動検欄: リンクする申請数に応じて、Y、2~9 を入力

なお、先行業務での事項登録時に共通管理番号でのリンクを選択した場合に、後続業務にて「共通管理番号」欄がblankの際、「輸入者コード」および「B/L番号／AWB番号」が同一の共通管理番号が既に先行業務にてシステムに登録されている場合は、共通管理番号を自動補完しリンクされます。

共通管理番号と輸入申告番号のリンク(法人の輸入者)

IFA、ILA、IPA等の申請

共通管理番号を取得しない場合

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けされたJASTPROコード又は税関発給コード
- ・無符号

輸入申告

共通管理番号を取得しない場合

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けされたJASTPROコード又は税関発給コード

同じ情報の必要はない

共通管理番号を取得する場合

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けられたJASTPROコード
- ・法人番号と紐付けられた税関発給コード

同じ情報でなければならない

- ・法人番号
- ・法人番号と紐付けられたJASTPROコード
- ・法人番号と紐付けられた税関発給コード

一致チェックがある！！

1. 輸入者コード(輸入者名)
2. B/L番号
3. 共通管理番号

不一致の場合は「E0751エラー」が表示される

「入力された共通管理番号に係るB/L番号／AWB番号、輸入者コード、及び輸入者名(無符号輸入者の場合)がシステムに登録されている共通管理番号情報と異なる」を表示

※注意 食品申請に関して、使用する輸入者コードは事前に「入出力装置届」または「変更届」が必要

よくあるエラー事象について

IFCで入力する「暗証記号」には法人番号または輸出入者コードが紐付けられており、入力された輸入者符号に対して一致チェックを行っています。
不一致の場合はエラーコード「E0160」が表示され、入力者が輸入者または通関業者の場合、暗証記号が正しく入力されていない、またはIFAで入力した内容と入出力設置届出の情報が矛盾する等が原因となります。

訂正と共通管理番号関連のリンクの注意点(1)

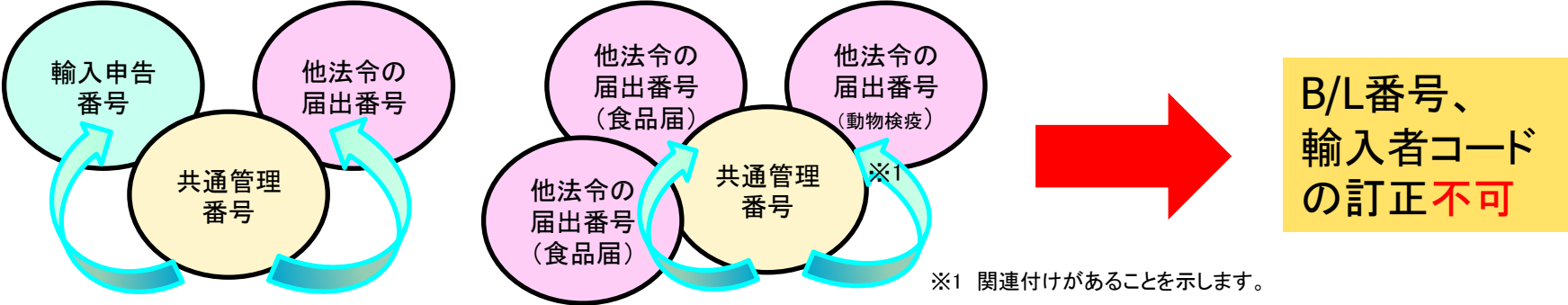
共通管理番号と関連付けるためのキーとなる番号は、「**B/L番号**」と「**輸入者符号(無符号輸入者の場合は輸入者名)**」です。
よってこれらに変更されると、共通管理番号との関連付けが出来なくなります。

(例) 一部積み戻しが発生したため仕分け業務を行い、B/L番号に枝番が付いた場合です。この場合は届出の変更で、
B/L番号を変更する必要があります。(IDA業務でE0751エラー)

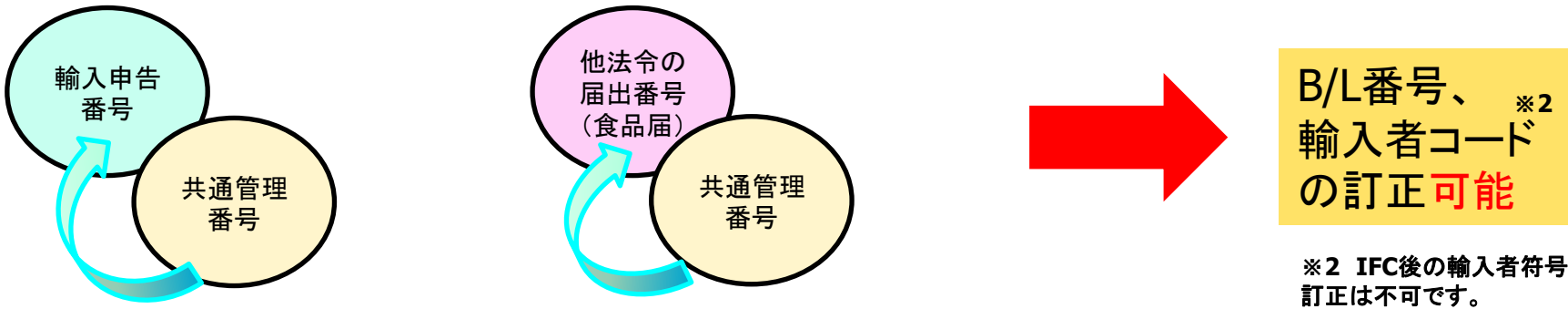
(注意!!)

- ・他法令申請が承認、合格済みの場合は、共通管理番号との関連付け、解除は不可です。
- ・共通管理番号に複数の情報(輸入申告番号、届出番号)が関連付けされている場合は、「B/L、AWB番号」、「輸入者」の訂正は不可です。

【複数の関連付けがある場合の例】



【関連付けが1件の場合の例】

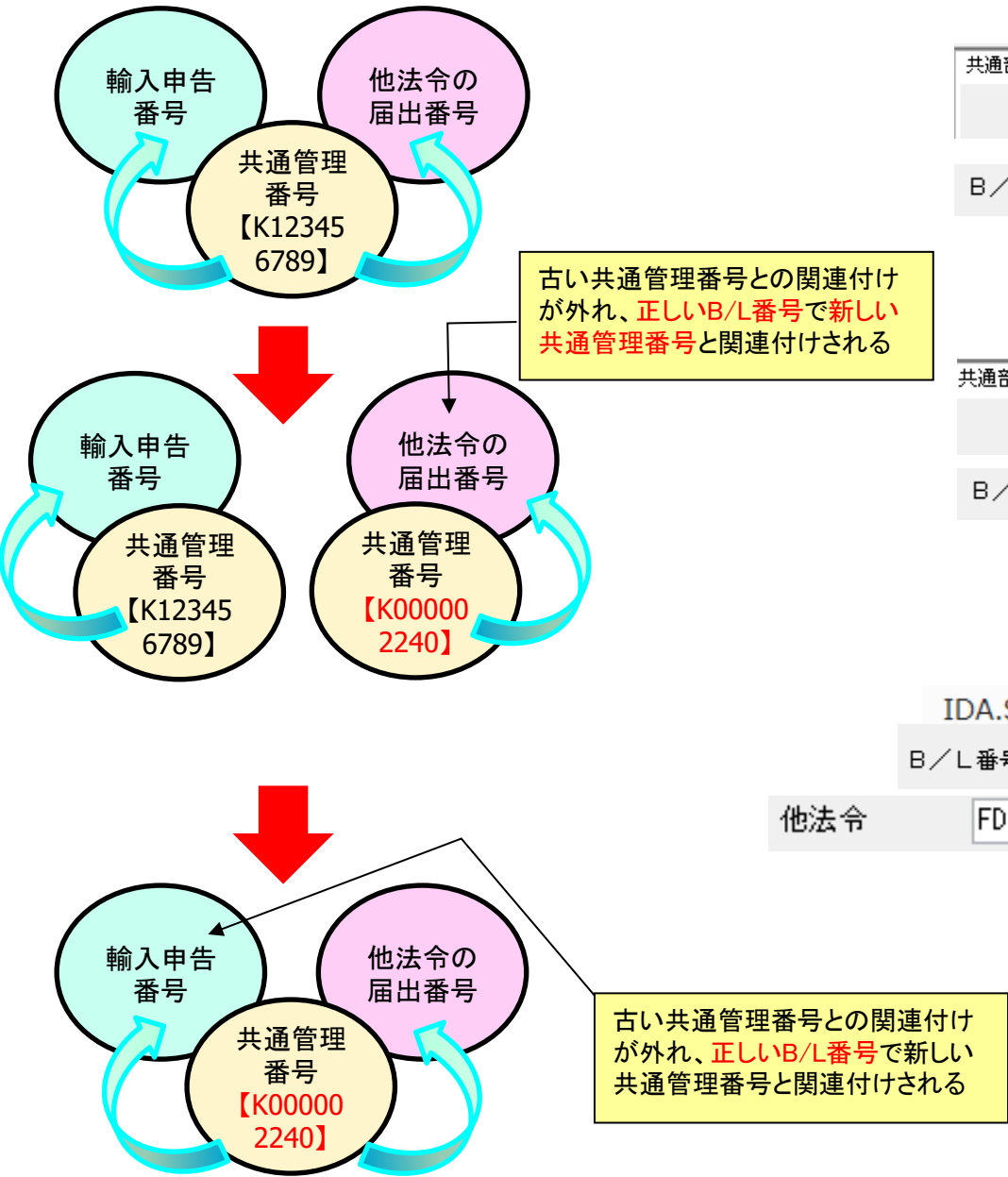


【共通管理番号のリンクを解除する方法】

IDA(輸入申告事項登録)における共通管理番号とのリンクを解除する場合、共通管理番号を入力したまま、登録されていた各証明識別(食品衛生証明識別、植物防疫証明識別、動物検疫証明識別)に「N」と入力して送信すれば、リンクが解除されます。

訂正と共通管理番号関連のリンクの注意点(2)

【B/L番号訂正のために新たな共通管理番号を払い出し、関連付ける場合の例】



IFA 食品等輸入届出事項登録
IFA01 食品等輸入届出変更事項登録

共通部 繰返部

種別※ N 届出番号 24000000460 共通番号 Y -

B/L番号 正しいB/L番号に訂正

新しい共通管理番号が払い出される

共通部 繰返部

種別 N 届出番号 24000000460 共通番号 Y - K000002240

B/L番号 変更後のB/L番号を表示

IFA(IFA01)で払い出された新しい共通管理番号を入力

IDA.SID 輸入申告事項登録 (輸入申告)

B/L番号1※ 正しいB/L番号に訂正

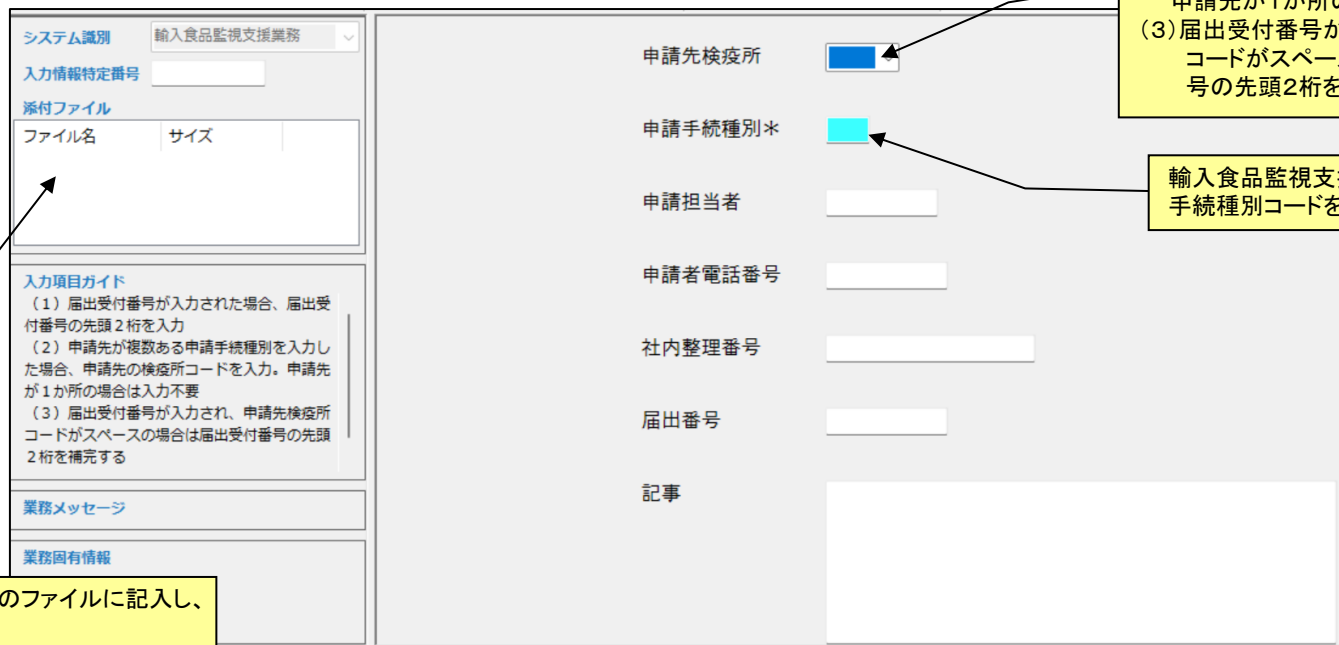
他法令 FD 共通管理番号 K000002240 食品 Y

B/L1 変更後のB/L番号を表示

他法令 FD 共通管理番号 K000002240 食品 Y - 24000000460

検疫所に対して、記入済の指定様式のファイルを添付して汎用申請を行うことができます。

IFM(食品等輸入届出汎用申請) 入力画面



システム識別 輸入食品監視支援業務

入力情報特定番号

添付ファイル

ファイル名	サイズ
-------	-----

入力項目ガイド

(1) 届出受付番号が入力された場合、届出受付番号の先頭 2 桁を入力

(2) 申請先が複数ある申請手続種別を入力した場合、申請先の検疫所コードを入力。申請先が 1 か所の場合は入力不要

(3) 届出受付番号が入力され、申請先検疫所コードがスペースの場合は届出受付番号の先頭 2 桁を補完する

業務メッセージ

業務固有情報

申請先検疫所

申請手続種別*

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

- (1) 届出受付番号が入力された場合、届出受付番号の先頭 2 桁を入力
- (2) 申請先が複数ある申請手続種別を入力した場合、申請先の検疫所コードを入力。申請先が 1 か所の場合は入力不要
- (3) 届出受付番号が入力され、申請先検疫所コードがスペースの場合は届出受付番号の先頭 2 桁を補完する

輸入食品監視支援業務用汎用申請手続種別コードを入力

指定様式のファイルに記入し、添付する

汎用申請の申請先手続種別と指定様式のファイルは、NACCS掲示板に掲載しておりますのでご確認ください。
参照: [食品等輸入届出汎用申請 | NACCS掲示板](#)



審査終了後に出力される審査結果通知に、添付ファイル取得キーが記載されている場合は、MSD業務より添付ファイルの取得を行います。

食品等輸入届汎用申請審査結果通知 見本

食品等輸入届出汎用申請審査結果通知		1 / 1
申請手続種別	XXE	
申請手続名称	JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJ3JJJJJJJJJ4JJJJJJJJJE	
食品等輸入届出 汎用申請受理番号	XXXXXXXXXE	
申請者名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE	
申請担当者	XXXXXXXXXE	
申請者電話番号	XXXXXXXXX1E	
審査結果	JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJE	
回答年月日	yyyy/MM/dd hh:mm:ss	
添付ファイル取得キー	XXXXXXXXX1XXXXXE	
検疫所通信欄	JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJ3JJJJJJJJJ4JJJJJJJJJ5JJJJJJJJJ6JJJJJJJJJ7JJJJJJJJJ8JJJJJJJJJ9JJJJJJJJJ0 JJJJJJJJJJ1JJJJJJJJJ2JJJJJJJJJ3JJJJJJJJJ4JJJJJJJJJ5JJJJJJJJJ6JJJJJJJJJ7JJJJJJJJJ8JJJJJJJJJ9JJJJJJJJJ0	

MSD(添付ファイル取得) 入力画面

The diagram shows a form titled '輸入届出申請書' (Import Declaration Application Form). It contains three main input fields: '取得種別*' (Acquisition Type*), '添付情報確認番号*' (Attachment Information Confirmation Number*), and '添付ファイル取得キー番号' (Attachment File Acquisition Key Number). Three yellow callout boxes provide instructions: the first points to the '取得種別*' dropdown menu, stating '食品等輸入届出汎用申請の場合は「3」を入力' (For general application for food etc. import declaration, enter '3'); the second points to the '添付情報確認番号*' text box, stating '食品等輸入届出汎用申請受理番号を入力' (Enter the acceptance number for general application for food etc. import declaration); the third points to the '添付ファイル取得キー番号' text box, stating '添付ファイル取得キー番号を入力' (Enter the attachment file acquisition key number).

取得種別*

添付情報確認番号*

添付ファイル取得キー番号

食品等輸入届出汎用申請の場合は「3」を入力

食品等輸入届出汎用申請受理番号を入力

添付ファイル取得キー番号を入力

汎用申請が不承認だった場合の対応

IFM(食品等輸入届出汎用申請)にて申請した内容について、変更を行います。
※IFM業務での申請内容が不承認だった場合のみ申請の変更が可能です。

IFN(食品等輸入届出汎用申請変更) 入力画面

システム識別	入力食品監視支援業務
入力情報特定番号	
添付ファイル	
ファイル名	サイズ
入力項目ガイド 食品等輸入届出汎用申請受理番号を入力	
業務メッセージ	
業務固有情報	

食品等輸入届出
汎用申請受理番号 *

申請担当者

申請者電話番号

社内整理番号

届出番号

記事

☐ 添付ファイル変更なし

添付ファイルの追加、差替、削除が発生した場合は、変更後のすべてのファイルを添付する

申請内容を変更したい食品等輸入届出汎用申請受理番号を入力

IFM業務での添付ファイルを引き継ぐ
(=添付の変更なし)の場合に入力

参考情報

Q1.IDA(輸入申告事項登録)業務で「E0752」エラーを出力しました。

A1.輸入申告事項登録(IDA)で入力する届出・申請件数と、実際の届出件数とを合わせる必要があります。
IXX(関連省庁申告・申請状況照会)で、届出件数の確認が可能です。

Q2.IIF(食品等輸入届出情報照会)にて「E0087」エラーを出力しました。

A2.IIFにて照会出来る利用者は、「食品等輸入届出事項登録を行った利用者と同一であること。」が条件です。
お客様がシステムより申請していない場合、照会の権限がありません。

Q3.添付業務MSF01につきまして、現状添付ファイルの追加機能はなく、先のファイルを削除してから改めて書類を送信していますが、今後ファイルの追加機能をつけることは可能でしょうか。

A3.2025年10月12日より稼働中の第7次NACCSにおいて、当該機能が追加されております。
詳しくは、本資料P.11をご参照ください。

A4.食品等輸入届出済証を紛失(削除)してしまいました。再発行はNACCSから出来るのでしょうか。

Q4.届出済証の再発行はシステムでは出来ませんので、届出先検疫所にご相談ください。
(届出書控については、システム上に届出DB(データベース)があれば、RIF業務で再出力が可能です。)
※税関への輸出許可書・輸入許可書の再出力についても、申告者側では出来ませんので、税関窓口にて証明書発行手続きを行います。

Q5.食品届の実施者と、輸入申告の実施者は同一でなければ共通管理番号でのリンクはできないのでしょうか。

A5.「利用者コード」の一致チェックはないため、食品届と輸入申告の実施者が異なる場合でもリンクさせることができます。

Q1.製造・加工コードについて、該当するものがない場合「Z00:自由入力」を入力するとのことですが、コード集に記載のある「Z99:その他の製造・加工方法」(以前はこのコードを使用していた)との使い分けが必要な場合はあるのでしょうか。

A1.該当するコードが無い場合は「Z00」の入力と方法名について直接入力するものと考えられます。「Z99」との使い分けについて迷われる場合は申請先にご相談ください。

Q2.製造・加工コードについて、既存のコードに設定されている加工内容に、食品の変性を伴わない追加の加工を行っている場合、既存のコードを適用することは可能でしょうか。

(例) B01:ろ過→精製→充填に加え、磁性分離を行っている場合、「B01」の適用が可能でしょうか。

またはZ00:ろ過→精製→充填→磁性分離とすべきでしょうか。

A2.既存コードに設定された内容以外の加工があるのであれば、「Z00」を適用するものと考えられますが、判断に迷われる場合は申請先にご相談ください。

Q3.積載船(機)名について、国内を経由して運搬される場合(内航船など)は入国した船(機)または、事故管理のために最終仕向地まで積載した最終船(機)を記載すべきでしょうか。

A3.システム上の入力制限はないため、判断に迷われる場合は申請先にご相談ください。

Q4.「衛生管理者コード」、「登録制度適用番号」、「届出実績番号」に関するエラーを出力しました。

A4.「衛生管理者コード」、「登録制度適用番号」、「届出実績番号」に関しては申請先にお問合せください。

IFA業務で使用するコードはNACCS掲示板から参照できます。
<https://bbs.naccscenter.com/system/code/fains-code.html>

業務コード集

業務仕様書	業務コード集(NACCS)
業務コード集	保税地域コード
業務エラーメッセージ集	港湾関係業務関連コード
仕様変更一覧	外為法関係業務関連コード
EDI仕様書	輸入食品監視支援業務関連コード
航空システム業務資料	動物検疫業務関連コード
海上システム業務資料	植物検疫業務関連コード
電算関係税関業務 事務処理要領	乗員上陸許可申請業務等関連コード2 NACCS用船会社コード
外為法関連資料 (貿易管理サブシステム)	利用者コード 汎用申請関係
医薬品医療機器等申請業務	軽減税率コード選択不可設定対象品目一覧
輸出証明書等発給申請業務	電子原産地証明書関係コード

輸入食品監視支援業務関連コード

コード名称	データ	最新データ掲載日
共通部		
1 届出種別コード		
2 生産国・製造国コード	Excel形式	令和4年3月30日更新
3 製造者(A)コード (食肉及び食肉製品以外の製造者)		令和7年7月31日更新
4 製造者(B)コード (食肉及び食肉製品の製造者)		令和7年7月31日更新
5 製造者(B)コード (BSE対日輸出認定施設 製造者等コード対照表)	Excel形式	令和7年7月17日更新
6 輸出者コード	Excel形式	令和7年7月31日更新
7 包装者コード	欄部	
8 積込港・積卸港コード	1 品目コード	令和7年8月14日更新
9 保管場所コード	2 用途コード	
10 事故の有無コード	3 包装の種類コード	Excel形式
11 検査命令該当製造者等	4 継続輸入表示コード	
12 モニタリング計画別表 対象製造者等コード	5 積込個数単位コード	Excel形式
	6 原材料コード	Excel形式
	7 材質コード	Excel形式
	8 添加物コード	Excel形式
	9 製造加工方法コード	Excel形式

各システムのデータ保存期間(下記の表)に合わせて、データが削除されます。
 共通管理番号は、リンクされている全てのデータが削除された時点で、削除されます。

輸入申告等および他法令手続の保存期間に合わせて、各業務別にリンクを削除する。すべてのリンク情報が削除された時点で共通管理番号自体を削除する。

輸入申告等および他法令手続の保存期間は、以下の通り。

	輸入申告 等	輸入食品 監視支援 業務	動物検疫 関連業務	植物検疫 関連業務	共通管理 番号
事項登録	10日*1	7日	6日*1	14日	全業務の リンク情 報が削除 された時 点
許可、承認、合格	6日*1	30日*2	30日*2	30日*2	
上記以外（申告・申請 中）	365日	365日	365日	365日	

(* 1) 日曜・祝日を保存期間に含めない。

(＊２) 以下のいずれかの場合、保存期間を超過しても削除しない。

①輸入申告等とリンクしている場合、削除しない

②輸入申告等とリンクしていない場合で、複数の他法令手続が承認、合格されている場合は、すべての承認、合格済みの法令手続が消除日を超過するまで、削除しない



IFA業務の入力内容やその内容判断、届出済証の再発行等、FAINS業務に関するお問い合わせは、以下のリンク先から最寄りの検疫所食品監視課まで、お問い合わせください。

食品等輸入届出受付窓口一覧

<https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/soudan/>

